

石綿による健康被害防止対策について

(労働安全衛生法・石綿障害予防規則の概要)



令和7年10月21日(火)
神奈川労働局労働基準部健康課
労働衛生専門官 畑 野 俊

労働局について

〔組織〕

・厚生労働省 — 都道府県労働局 — 労働基準監督署
(全国47労働局) (神奈川県12署)

〔神奈川県労働局〕

労働基準部

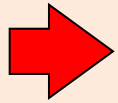
- ・監督課
- ・安全課
- ・健康課
- ・労災補償課
- ・賃金室

横浜北署 横浜南署 横浜西署 鶴見署
川崎南署 川崎北署
横須賀署 藤沢署 平塚署 小田原署
相模原署 厚木署

- 現場指導…方面、監督課、安全衛生課
- 安全衛生相談・届出等…安全衛生課
- 労災保険加入・補償手続き…労災課

石綿とは

火成岩が自然現象の力により綿状に変化したもの



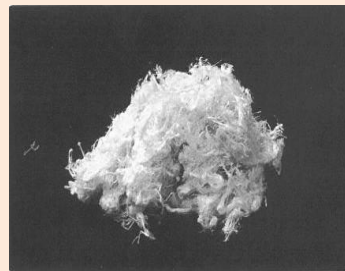
天然鉱物であり、一部の岩石に不純物として含有することもある

石綿の原石

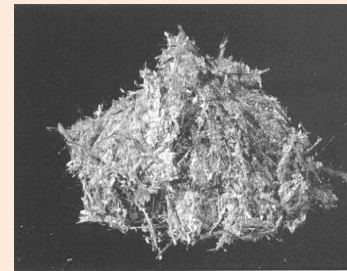


我が国で工業的に主に使用されていた石綿

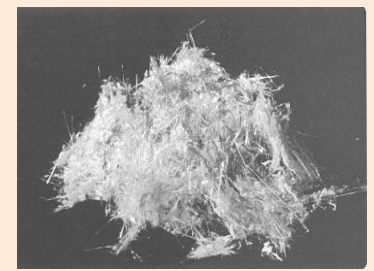
クリソタイル
(白石綿)



アモサイト
(茶石綿)



クロシドライト
(青石綿)



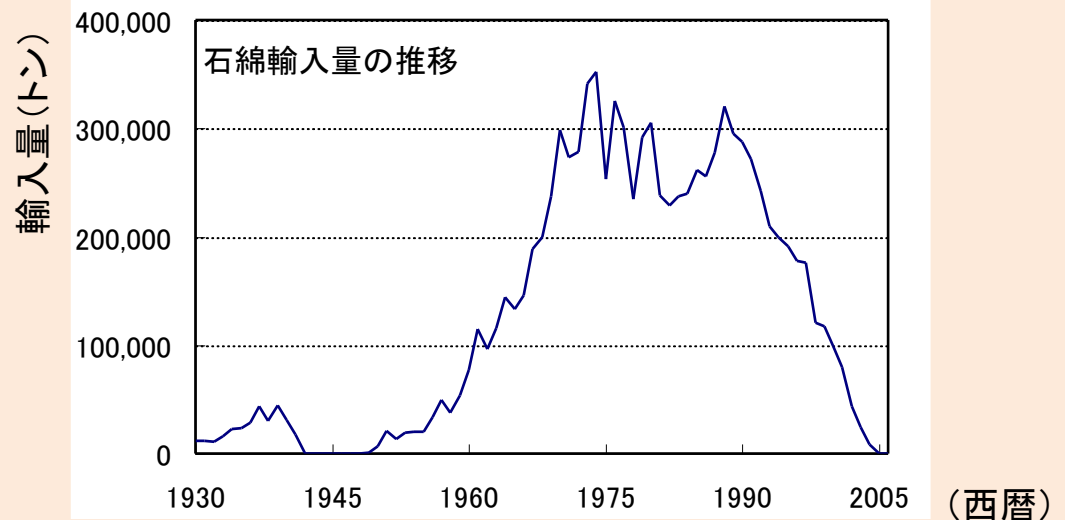
(解釈通達) 平成18年8月11日付け基発第0811002号

「石綿」とは、繊維状を呈している**アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト**をいうこと。

「石綿等」とは、令第6条第23号に規定する石綿等をいい、クリソタイル等及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物をいうものであること。

石綿の用途の例

これまでに約1,000万トンが輸入され、その大半が建材として使用されている。



用途の例

- 耐火、防火のために建築物の屋根、鉄骨等に吹付ける(昭和50年原則禁止)
- 布状等に加工作し、耐火被覆材として配管等に張り付ける(平成18年禁止)
- スレート材等に含有させ、強度、耐火性能を向上させる(平成16年禁止)
- 摩擦材(ブレーキ等)に含有させ、耐熱、耐摩耗性能を向上させる(平成16年禁止)
- 接着剤に含有させ、強度、耐火性能を向上させる(平成16年禁止)
- パッキン等に含有させ、強度、耐熱、耐薬品性能を向上させる(平成18年禁止)
- 塗料に含有させ、仕上がりを向上させる(平成18年禁止)

関係法令(労働安全衛生法・石綿障害予防規則)

○労働安全衛生法(昭和47年施行)

労働災害防止のための危険防止基準の確立。

責任体制の明確化。

○石綿障害予防規則(平成17年施行)

石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防する。

作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底。



石綿全面禁止について

根拠法令

○労働安全衛生法（抜粋）

第55条（製造等の禁止）

黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○労働安全衛生法施行令（抜粋）

第16条（製造等が禁止される有害物等）

法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 （略）第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

石綿障害予防規則の概要（建築物等の解体・改修作業）

解体作業等における事前の措置

情報提供・事前調査結果を
踏まえた費用等の配慮
（発注者・注文者）
（8条、9条）



事前調査と作業計画の作成
（3条） （4条）
事前結果報告（4条の2）



労働基準監督署への
事前の届出
（安衛法88条、安衛則86、90条）

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策

- ・湿潤化（13条）

○ばく露防止対策

- （14条等）

- ・呼吸用保護具

- ・保護衣

○隔離

- 負圧あり：（6条）

- 負圧なし：（6条の2、6条の3）

○立入禁止（7条）

○管理

- ・石綿作業主任者の選任と職務（19条、20条）

- ・特別教育の実施（27条）

- ・付着物の除去（32条の2）

- ・飲食喫煙の禁止（33条）

- ・掲示（34条）

- ・作業の記録（35条、35条の2）

- ・保護具等の管理（46条）

○健康診断（40条）

石綿の定義（石綿則第2条）

安衛令第6条第23号に規定する石綿等をいう。



石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

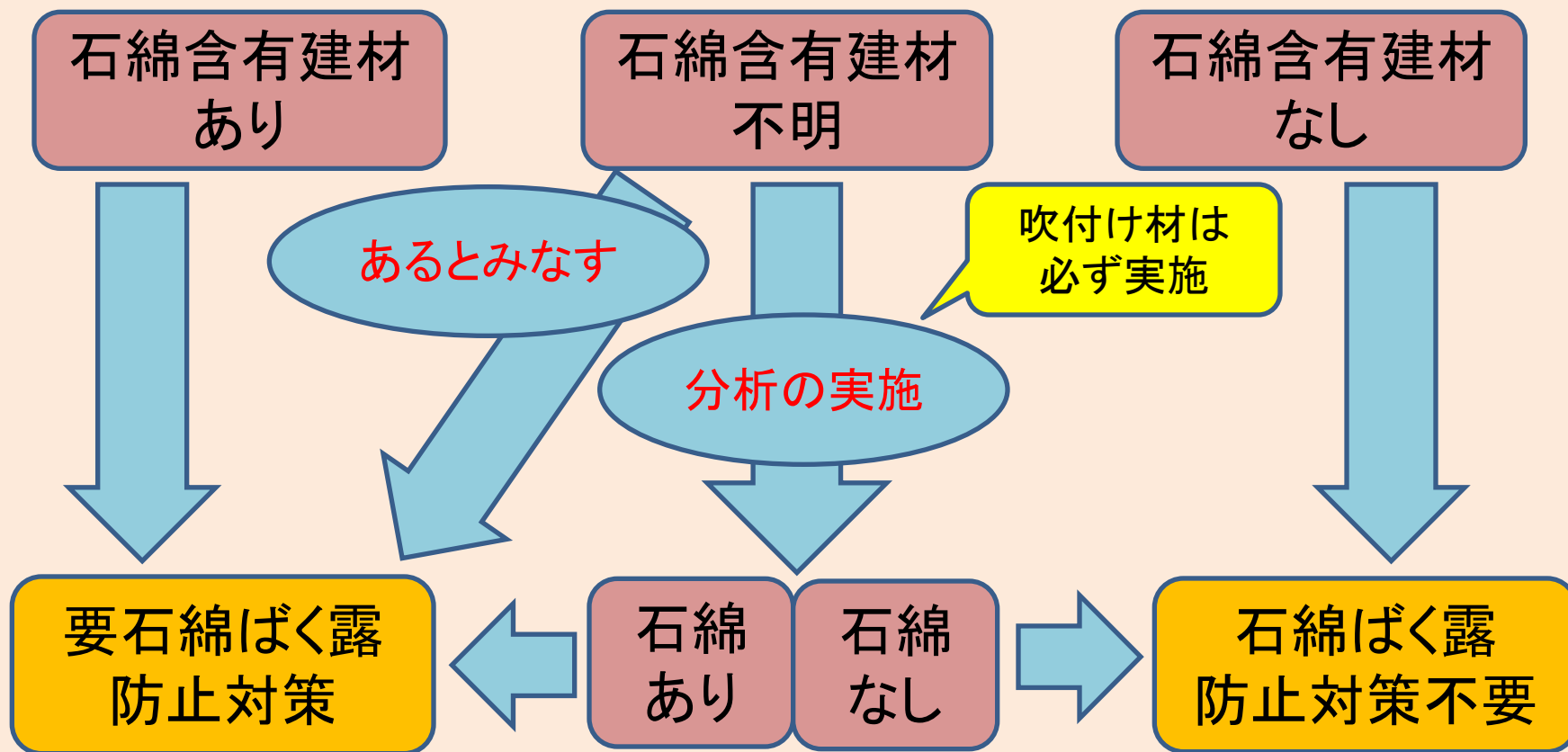
（解釈通達） 平成18年8月11日付け基発第0811002号

「石綿」とは、繊維状を呈している**アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト**をいうこと。

「石綿等」とは、令第6条第23号に規定する石綿等をいい、クリソタイル等及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物をいうものであること。

石綿除去等作業時の事前調査(第3条)

事前に石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査する。



石綿含有の有無に関わらず、調査結果は記録して掲示する

作業計画の作成と届出(第4条ほか)

作業計画の作成(石綿則第4条)

- ①作業の方法及び順序
- ②石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③作業労働者の石綿等の粉じんのばく露防止方法

計画の届出(安衛法第88条)

- ・吹付けられた石綿の除去作業、封じ込め、囲い込み作業
 - ・石綿含有耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み作業
- ⇒計画の届出(14日前まで)

令和4年4月以降は石綿事前調査結果報告システムによる報告が必要

建築物の解体工事等の開始前の労働基準監督署への報告

一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査結果等を電子システムで報告することを義務付け**（書面による報告も可）

報告が必要な工事

- ① 解体部分の**床面積が80㎡以上**の建築物の解体工事
- ② **請負金額が100万円以上**の建築物の改修工事
- ③ **請負金額が100万円以上**の以下の工作物の解体工事・改修工事
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
 - ・焼却設備
 - ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
 - ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
 - ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ・遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製に限る。以下同じ。）の解体工事・改修工事

工事開始前の石綿の有無の調査について

■ 建築物及び船舶の事前調査は要件を満たす者（有資格者）が行う
（令和5年10月～）

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者 等



■ 特定工作物の事前調査は要件を満たす者（有資格者）が行う。
（令和8年1月～）

- ・工作物石綿事前調査者

建築物と一体となっている特定工作物

- ・工作物石綿事前調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者 等



事前調査の結果の掲示

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二、第五号の三)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
看板表示日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
[調査方法] 書面調査、現地調査、分析調査 [調査箇所] 建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室(改修等工事対象場所)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
[石綿含有あり] 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル [石綿含有なし] ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
○除去 ○囲い込み ○封じ込め ○その他		氏名又は名称及び住所	
集じん・排気装置		事前調査・試料採取を実施した者	
機種・型式・設置数	機種:集じん・排気装置 型式:○○○-2000 設置数:○台	①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
排気能力(ml/min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	分析を実施した者	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ 補修効率:99.97% 粒子径:0.3μm	②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ 固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) 接着テープ 等	その他事項	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表面層を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

掲示は労働者のみならず周辺住民にとっても見やすい箇所に掲示することが望まれます。

石綿がない場合の表示例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^注
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		
(調査方法) 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる (調査箇所) 建築物全体(1階～3階)		住所 東京都○○区○-○ 現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) [石綿含有なし] ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床:ビニル床タイル③、ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が 2006 年 9 月 1 日以降⑤		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 <u>事前調査・試料採取を実施した者</u> ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ <u>分析を実施した者</u> ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○ その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿が無い場合でもその旨の表示は必要です

隔離等の措置（石綿則第6条）

隔離の措置（一部除外有）

- ・建築物等の吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み作業
- ・石綿含有耐火被覆材等の除去、囲い込み、封じ込め作業

その他の措置

- ・作業場所を隔離すること。
- ・作業場所の排気により過集じん・排気装置を使用すること
- ・出入口に前室を設置し、洗身室・更衣室を設置すること
- ・作業場所、前室を負圧に保つこと。また負圧に保たれているか点検すること。
- ・排気装置等からの石綿漏えいの有無の点検を行うこと

隔離の措置を行ったときは、隔離した作業場所内の石綿等の粉じん処理等を行った後に隔離を解くこと。

建築物の解体工事時の発注者の措置

情報の提供（石綿則第8条）

解体工事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物等の石綿等の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければならない。
解体工事の請負人が行う事前調査等が適切に行われるように配慮しなければならない。

注文者の配慮（石綿則第9条）

石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない

建築物の解体作業について

建材の種類により、解体作業における石綿粉じんの飛散の「レベル」が変わることから、建材をレベル分けし、それぞれのレベルごとに必要な措置を定めている。

レベル1

石綿含有吹付け材（仕上げ塗材除く）



レベル2

石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材



レベル3

その他の建材（スレート材等）（仕上げ塗材含む）

建築物の吹付け石綿の管理(第10条)

就業場所の建築物等の壁等に吹付けられた石綿等が、損傷・劣化している



吹付けられた石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じる。



建築物貸与者は、共用廊下等吹付けられた石綿等が損傷・劣化している場合は、同様の措置を講じること。

臨時に就労させる建築物等の壁等の吹付けられた石綿等が損傷・劣化している



- ・呼吸用保護具
- ・保護衣又は作業衣

湿潤化(石綿則第13条)

建築物などの解体などの作業(石綿の除去作業を含む)や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、著しく困難な場合を除き、石綿を湿潤な状態にしなければなりません。

石綿含有建材内部に浸透する飛散抑制剤、または表面に皮膜を形成し残存する粉じんの飛散を防止する粉じん飛散防止処理剤を使用するようにしましょう。



保護具の着用（石綿則第14条、第44条、第45条）

建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に①**呼吸用保護具**、②**作業衣**または**保護衣**を使用する。

作業内容	作業場所	呼吸用保護具	着衣
石綿の除去・封じ込め・囲い込みの作業 ・石綿の切断などを伴わない囲い込み ・石綿含有成形板などの切断などを伴わない除去	隔離空間内部	電動ファン付き呼吸用保護具、またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、もしくは送気マスク	フード付き保護衣
	隔離空間外部	取替え式防じんマスク(RS3またはRL3)と同等以上のもの	保護衣または作業着
		取替え式防じんマスク(RS2またはRL2)と同等以上のもの	
上記以外の作業		使い捨て防じんマスクと同等以上のもの	

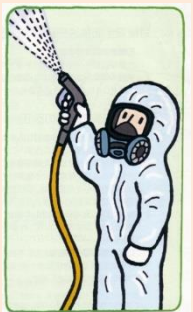
マニュアル・指針について

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月)

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(平成25年3月)

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(平成18年3月)

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(令和3年3月・令和6年2月改正)



作業主任者の選任（第19・20条）

事業者は、技能講習修了者から石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わせること。

- 一 作業者が石綿粉じんを吸入しないよう作業方法を決定し指揮すること。
- 二 局所排気装置等を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

特別教育（第27条）

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に特別教育を行うこと。

- 一 石綿の有害性（石綿の性状等）
- 二 石綿等の使用状況（石綿製品の種類・事前調査の方法等）
- 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置（作業方法）
- 四 保護具の使用方法（保護具の性能・管理等）
- 五 その他、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項（法令等）

作業場所の作業者以外の立入禁止（石綿則第15条）

作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。また、元方事業者が特定元方事業者に該当する場合は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません。

洗身や更衣のための設備（石綿則第31条）

洗眼やうがいのできる洗面設備、洗濯のための設備を設けなければなりません。

飲食喫煙禁止、有害性等の掲示（石綿則第33条、第34条）

石綿を取り扱う作業場での労働者の飲食喫煙を禁止し、かつ、その旨を作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。

作業場には、以下の事項を、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ・石綿を取り扱う作業場である旨
- ・石綿の人体に及ぼす作用
- ・石綿の取り扱い上の注意事項
- ・使用すべき保護具

石綿粉じん濃度測定（第36条）

事業者は、石綿等を取り扱う屋内作業場等について、6月以内ごとに1回、定期的に、石綿の空気中における濃度を測定しなければならない。

作業の記録(石綿則第35条)

以下の事項を1か月を超えないごとに記録して40年間保管する。

- ・ 作業従事労働者に対し、労働者氏名、従事期間、作業の概要、作業の事前調査の概要
- ・ 周辺作業労働者に対し、労働者氏名、従事期間、作業の概要、作業の事前調査の概要、保護具の使用状況

作業計画による作業の記録

以下の事項を作業終了後3年間保管する。

- ・ 石綿使用建築物等の解体作業等について、写真その他実施状況を確認できる方法による記録
- ・ 作業に従事した労働者の氏名及び作業に従事した期間
- ・ 周辺作業従事者の氏名及び作業に従事した期間

容器（石綿則第32条）

石綿を運搬、貯蔵するときは堅固な容器を使用し、確実に包装する。
容器や包装に「石綿」を「表記し、取り扱い上の注意事項を表示する。
一定の場所に集積して保管する。

工具等からの付着物の除去、衣服の隔離保管 （石綿則第32条の2、第46条）

保護具は、他の衣服から隔離して保管する。
使用した保護具、足場、器具、工具などは、作業場外に持ち出す前に付着した物を除去する。または廃棄のため梱包する。

石綿漏えい等の事案

原因

- ・解体作業時の事前調査の不備
- ・集じん、排気装置の不具合
- ・部品の取替え時に石綿含有製品の在庫を使った
- ・石綿含有調査結果が伝達されていなかった
- ・輸入品に石綿が使用されていた

対策

- 集じん・排気装置の稼働確認及び点検の徹底
- 事前調査の適切な実施と記録
- 事前調査の情報の共有化
- 石綿含有製品の管理と適切な処分
- 外国製品の石綿含有状況の確認



石綿がどこにあるか？

石綿総合情報ポータルサイト

石綿

総合情報ポータルサイト TOP


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは

事業者

作業従事者

一般の方

報告システム

改正ポイント

講習会情報

リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



サイト内検索

Google 提供

🔍

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

📌 新着情報

2025-09-17

お知らせ

講習会情報ページを更新しました(建築物石綿含有建材調査者講習機関が129機関に増加)。

2025-09-17

お知らせ

講習会情報ページを更新しました(工作物石綿事前調査者講習機関が53機関に増加)。

2025-08-26

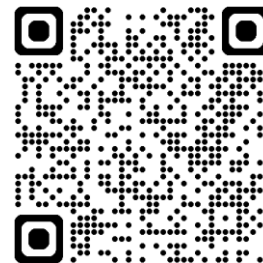
お知らせ

講習会情報ページを更新しました(工作物石綿事前調査者講習機関が52機関に増加)。

2025-08-22

お知らせ

リンク・資料ページの工作物石綿事前調査者講習標準テキストを更新しました。工作物石綿事前調査者講習機関はご確認をお願いします。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

労働者の健康管理

について

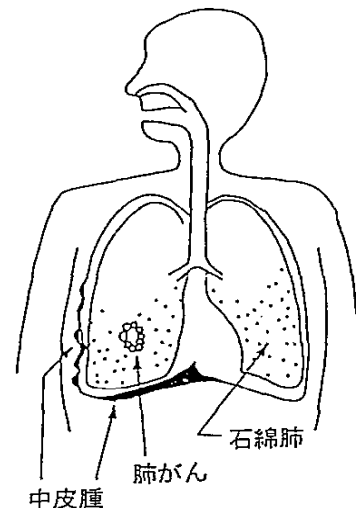
離職者の健康管理



主な石綿関連疾患

石綿肺

石綿を大量に吸入することにより、肺が線維化して、本来スポンジのような軟らかい肺組織が硬く厚くなる病気でじん肺（肺線維症）の一種。進行すると、息切れがひどくなったりするなどの症状が出現することがある。



肺がん

石綿ばく露による肺がんは、石綿の高濃度ばく露後、20年以上の潜伏期を経て発症するといわれている。がん細胞のタイプやできやすい場所に特徴（発生しやすい部位は肺の下葉（下側）における腺がん）があると言われてはいるものの、他の原因によっても生じる一般の肺がん、その性質に大きな違いはない。なお、喫煙との間に相乗効果が認められ、石綿にばく露し喫煙した場合、肺がんの発症リスクは50倍高くなるともいわれている。

中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍で、30年～40年の潜伏期を経て発症するといわれている。息切れや胸痛などの症状で発見されることが多く、病変が胸膜や腹膜に沿って進展することから、早期発見は困難。欧米では中皮腫患者の70～80%が石綿にばく露した経験があったと報告されている。なお、平均生存期間は約15ヶ月とされ、5年生存率は3.7%と悪い。

石綿健康診断・じん肺健康診断について

石綿健康診断

〔対象者〕石綿の発散する場所における業務に常時従事する・従事した労働者

〔時期〕

- ・石綿業務を初めて行うとき（雇入れ時・石綿業務配置替え時）
 - ・石綿業務従事期間中 6か月以内ごとに1回
 - ・石綿業務を離れた後～退職するまで 6か月以内ごとに1回
-
- ・石綿健康診断個人票を作成する
⇒石綿業務に従事しなくなってから40年間保存する
 - ・石綿健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出する

じん肺健康診断

〔対象者〕粉じん業務に常時従事する・従事した労働者



じん肺健康診断について

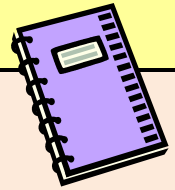
粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	定期健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事している	管理1	3年以内ごとに1回
	管理2、3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、今は非粉じん作業に従事している	管理1	なし
	管理2	3年以内ごとに1回
	管理3	1年以内ごとに1回



管理区分4は「療養を要する者」で常に医師の管理下のため健康診断対象外

職場を離職したあとの健康管理はどうするか??

健康管理手帳制度について①



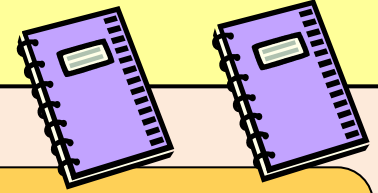
労働安全衛生法第67条

都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

健康管理手帳が交付されると

- ・年2回（じん肺は年1回）、労働局と契約した医療機関で、**健康診断を無料で受診できる。**
- ・当該医療機関までの交通費等も支給される。（手帳所持者からの申請）

健康管理手帳制度について②



がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるもの

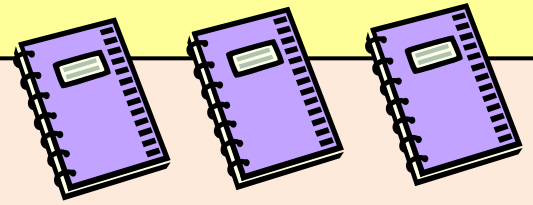
- ① 粉じん作業に係る業務
- ② 石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）

その他に、コールドタールやクロム酸などを取り扱う業務など全15業務が定められている。



健康管理手帳制度について③

厚生労働省令で定める要件に該当する者



①石綿 直接業務

- ・両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- ・石綿業務(※)に1年以上従事していた方
(初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。)
- ・上記以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方

※ 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業

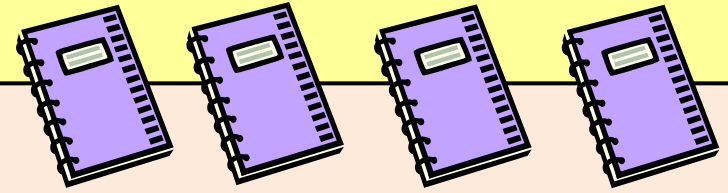
②石綿 周辺業務

- ・両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

③粉じん業務

- ・じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。

健康管理手帳制度について④



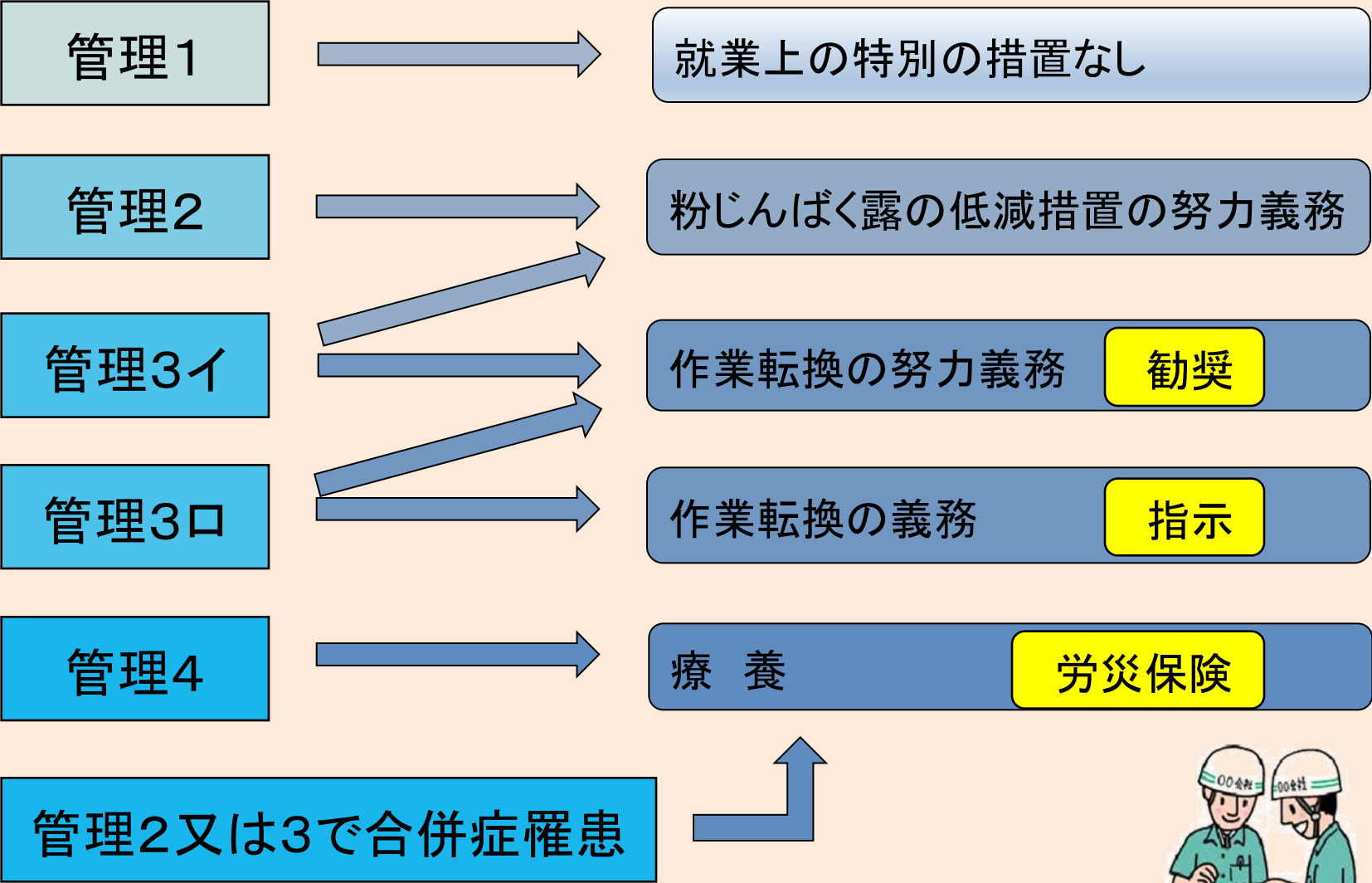
制度の留意事項

- ・無料になるのは定められた健診項目のみであり、追加の検査や治療行為は適用されない。
- ・労災保険による制度であるが、労災保険の適用を受けない者も一部対象になる。(地方公務員、旧国鉄、旧郵政等)
- ・手帳を交付されても、労災保険の支給決定とは別問題である。
- ・手帳の交付と石綿給付金制度は別の制度である。

手続きの留意点

- ・手帳の申請は、離職の際に交付要件を満たしている場合は事業場の所在地を管轄する労働局
- ・離職の後に初めて交付要件を満たした場合は、申請者の所在地を管轄する労働局
- ・手帳が交付された後に、「住所変更」「氏名変更」「紛失」などの場合は書き替えや再交付の申請を行う。
- ・手帳が不要になった場合は労働局に返還する。

じん肺管理区分について(事業者の取るべき措置)



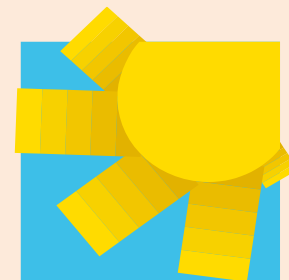
終わりに〔労働衛生を考える上での留意点〕

目に見えにくい

他の人に分かりにくい

客観的数値が分かりにくい

時間が長くなる



石綿ばく露防止対策

「ある」か「ない」かはっきりする

届出・報告・有資格・健康管理

石綿疾患は遅発性・不可逆性

石綿粉じんを肺に入れない！
身体に付着させない！

ご清聴ありがとうございました